

令和6年8月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月26日(月) 午後2時00分～午後3時30分

2. 開催場所 三芳町役場 301会議室

3. 出席委員 13人

| | |
|--------|--------|
| 会長 | 長谷川 清行 |
| 会長職務代理 | 古寺 貞雄 |
| 委員 | 島田 裕康 |
| | 矢島 秀信 |
| | 鈴木 浩之 |
| | 清水 高広 |
| | 塩野 智恵 |
| | 武田 修二 |
| | 鈴木 孝史 |
| | 鈴木 浩 |
| | 高山 誠二 |
| | 井田 周 |
| | 田中 義行 |

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件

議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件(農地中間管理機構分)

議案第43号 農用地利用集積等促進計画案の作成について

議案第44号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

議案第45号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第46号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

報告第38号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第39号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

| | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 三浦 康晴 | 事務局次長 | 小林 豊明 | 主 幹 | 江田 直也 |
| 主 事 | 三浦 涼太 | 主 事 | 石原 柊 | 主事補 | 清水 大輝 |

6. 会議の概要

会長 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。
本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に4番清水高広委員、5番塩野智恵委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の三浦主事を指名いたします。それでは本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第41号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり
議案第42号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件（農地中間管理機構分）、別紙のとおり
議案第43号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について、別紙のとおり
議案第44号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり
議案第45号、1、農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり
議案第46号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり
報告第38号、1、農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件（報告）、別紙のとおり
報告第39号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件（報告）、別紙のとおり

令和6年8月26日提出
三芳町農業委員会
会長 長谷川 清行
以上でございます。

会長 議案第41号番号1から番号3について借人が同一のため事務局より一括で説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
1ページをご覧ください。
議案第41号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画による利用権設定の件となります。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。
所在につきましては、2ページから3ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から613㎡、567㎡の計1,180㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和6年9月1日から令和7年8月31日までの1年間となります。
なお、継続の利用権設定となります。

続きまして番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、4 ページから 5 ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は1,579㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人及び権利の始期と終期については、番号1と同様のため省略致します。

続きまして番号3につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。
所在につきましては、6 ページから 8 ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
なお、この土地につきましては市街化区域と市街化調整区域に分かれております。
〇〇〇〇は市街化区域です。〇〇〇〇は市街化調整区域です。
市街化調整区域の方は、農振農用地となっております。
また、議案書の地番の表記につきましては、市街化区域と市街化調整区域の区分けとして、本来の地番の後にハイフンを入れ、区分番号を入れることで同一地番を分けておりますので、ご理解ください。
面積は上から10㎡、2,116㎡の計2,126㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人及び権利の始期と終期については、番号1と同様のため省略致します。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、トラクター1台、耕うん機3台、トラック1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっております。主たる経営作物は、水菜となります。
農作業従事日数については、申請者は320日となっております。
また、〇〇〇〇さんは、〇〇で11,710㎡の農地を現在経営されております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 本案件は〇〇〇〇さんが継続で借り受けるものであり、期間が双方の合意の上で1年間と決められております。先日、10番委員と共に現地を確認し、借人から話を伺いました。主たる経営作物は水菜ということもあり、秋冬に向けて水菜の播種が一部で行われておりました。今後も徐々に播種を進めていきたいと仰っております。

した。また、畑に関しても日頃から適切に管理がされており、今回申請されている農地に関しても問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

議案第41号番号1から番号3について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第42号番号1及び議案第43号番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

9ページをご覧ください。

議案第42号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での申請となっており、地権者から農地中間管理機構である埼玉県農林公社への貸付の件についてご審議いただきます。一方で議案第43号では農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっており、埼玉県農林公社が貸付人になった農用地促進計画(案)について三芳町長より意見照会がありました。議案第42号と議案第43号は所在が同一であるため一括で説明いたします。

議案第42号番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。

所在につきましては、11ページから12ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から969㎡、500㎡の計1,469㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

続きまして10ページをご覧ください。

議案第43号番号1につきましては

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和6年11月1日から令和16年10月31日までの10年間となります。

なお、新規の利用権設定となります。

次に申請書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、トラクター6台、耕うん機4台、噴霧器2台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、ねぎ、きゃべつ、小松菜、里芋となります。

農作業従事日数については、申請者は270日で他に2名が満たしています。

また、〇〇〇〇さんは、〇〇で19,366㎡の農地を現在経営されております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員 先日、現地の方を確認して参りました。既にねぎが作付けされておりました、農地として問題なく管理をされておりました。借人である〇〇〇〇さんは大規模に農業経営を行っており、管理等に関しましても問題なく行われると思われます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会長 議案第42号番号1及び議案第43号番号1について何か意見ございませぬか。

異議なしの声がありましたので、議案第42号番号1は決定とし、議案第43号番号1は意見無しとします。

議案第42号番号2から3及び議案第43号番号2から3について、借人が同一であるため事務局より一括で説明をお願いします。

事務局

9ページをご覧ください。

議案第42号番号2につきましては、所在が〇〇〇〇の1筆となります。

所在につきましては、13ページから14ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は1,500㎡であり、

権利が使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人については番号1と同様である為、説明は省略いたします。

議案第42号番号3につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。

所在につきましては、15ページから16ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から886㎡、2156㎡の計3,042㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人については番号1と同様である為、説明は省略いたします。

続きまして10ページをご覧ください。

議案第43号番号2及び3では

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和6年11月1日から令和16年10月31日までの10年間となります。

なお、新規の利用権設定となります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、トラクター3台、耕うん機4台、噴霧器1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、ねぎ、きゃべつ、ブロッコリーとなります。
農作業従事日数については、申請者は300日で他に2名が満たしています。
また、〇〇〇〇さんは、〇〇で28,944㎡の農地を現在経営されています。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

5番委員 先日、現地を確認して参りました。現在は作付けされておりましたが、適切に管理されておりました。借人である〇〇〇〇さんは〇〇で積極的に農業を営まれており、今回の申請農地に関しましても、問題なく管理していただけると存じます。ご審議の程よろしく願いいたします。

会長 議案第42号番号2及び3、議案第43号番号2及び3について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので議案第42号番号2及び3は決定とし、議案第43号番号2及び3は意見無しとします。

議案第44号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 17ページをご覧ください。
議案第44号は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。
番号1につきましては、
権利が所有権の移転となっております。
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。
所在につきましては、18ページ、19ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積は上から1,057㎡、872㎡の計1,929㎡となっております。
譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
となっております。
譲渡人の経営面積は1,929㎡、
譲受人の経営面積は9870.61㎡
となります。
申請事由は有償による所有権移転となっております。
続いて許可要件について説明いたします。
まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、

という全部効率利用要件について、
〇〇〇〇さんは、トラクター1台、耕うん機4台を所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。
労働力は、申請者含め3名と記載されております。
主たる経営作物は、にんじんとなっております。
また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと2名が満たしております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 〇〇〇〇さんは主たる作物であるにんじん以外にもジャガイモ等も作付されております。また、所有する農地に関しては1年を通して、大変綺麗に管理されております。先日、10番委員と共に現地を確認し、〇〇〇〇さんからお話を伺いました。現地に関しては少し草が生えている状態でしたが、〇〇〇〇さんによるとこの申請の許可が下りた際には適切に管理をして、にんじん等の作付けを進めていきたいと仰っておりました。特に問題等はないかと思えます。慎重審議の程、よろしく願いいたします。

会長 議案第44号番号1について何か意見ございませんか。

1番 これは親族間での所有権移転でしょうか。接道がないですが、畑を通過して当該地まで行くのでしょうか。

事務局 当該地に接道はありませんが、譲受人である〇〇〇〇さんが所有する農地を通過して当該地まで行くことができます。また、親族間での権利移転となります。

3番 補足説明をさせていただきます。譲渡人の〇〇〇〇さんはお勤めをされており、畑の管理が難しいとのこと。このような経緯があり、今回の申請となっております。

会長 他に意見ございますか。

異議なしの声がでましたので、許可とします。

議案第44号番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 17ページをご覧ください。
番号2につきましては、
権利が所有権の移転となっております。
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。

所在につきましては、20ページから22ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。

面積は上から2,017㎡、1,458㎡の計3,475㎡となっております。

譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

譲渡人の経営面積は15,809.60㎡、

譲受人の経営面積は15,809.60㎡

となります。

申請事由は贈与による所有権移転となっております。

続いて許可要件について説明いたします。

まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、

という全部効率利用要件について、

〇〇〇〇さんは、トラクター2台、耕うん機1台等を所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。

労働力は、申請者含め3名と記載されております。

主たる経営作物は、里芋、白菜となっております。

また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと3名が満たしております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 23日に7番委員と共に現地を確認し、お話を伺いました。現在は作付けされておりましたが、今後になじんや小松菜等を作付けするそうです。〇〇〇〇さんは〇〇で積極的に農業経営を行っており、管理等問題ないと思われそうですが、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長 議案第44号番号2について何か意見ございませんか。

1番委員 息子への生前贈与ということですが、贈与するのは当該地だけでしょうか。他の農地を含めた一括ではないのでしょうか。

事務局 ご本人の意向は申請書では確認できず、聞き取り等も行っておりませんが、今回の申請に関しては当該農地のみとなっております。

会長 他に意見ございますか。
異議なしの声がでましたので、許可とします。

議案第45号番号1及び番号2について、申請者が同一のため事務局より一括で説明をお願いします。

事務局

23ページをご覧ください。

議案第45号は、農地法第4条の規定による農地転用許可申請の件となっております。

農地転用につきましては原則転用する前に申請書を提出し、許可を得てから転用行為を行うこととなっておりますが、本案件につきましては、事前に農地転用申請をすることなく転用行為を行っておりました。

ご承知おきのことと存じますが、市街化調整区域、市街化区域を問わず、農地転用申請・届出なくして農地転用することは違反転用になりますので、日々の見回りなどで違反転用地であると思慮されるものがありましたら、農業委員会までご連絡ください。

なお、違反転用の農地に関して、近年、農林水産省農村振興局より「違反転用への適切な対応について」の通知が出されており、その中に違反転用農地の追認許可の適正化について記載があります。

本通知において追認許可の運用に当たってはおおむね以下のことに留意し、適切に判断するよう記載されています。

- 1、追認許可であっても農地転用の許可基準を満たすことが当然に必要であり、通常の農地転用許可の処理と同様に厳格に審査を行う必要があること。
 - 2、違反転用に対しては原状回復に向け処分を行うことが原則であり、追認許可はあくまでもやむを得ない場合における例外的な処分であること。
 - 3、農地転用許可基準を満たすことが見込まれる場合でも安易に追認許可で対応せず、是正の可能性について十分検討し判断すること。
 - 4、やむを得ず追認許可を行う場合には違反転用の当事者に対し、再発防止を徹底するための指導を口頭や文書にて確実に行うこと。
 - 5、再発防止を徹底させるため当事者より始末書又は顛末書の提出を求めること。
- 以上の内容を踏まえ、農地転用の許可権者である埼玉県とも今回の案件について協議をし、個別具体的な事情を勘案し、追認許可やむを得ずと判断しうる内容であるため、申請を受け付けたものになります。

内容に戻ります。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となっております。

所在につきましては、24ページから25ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目が畑、現況地目は雑種地となっております。

面積が3.76㎡、となっております。

申請人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

申請事由は駐車場となります。

詳しい土地の選定理由ですが、経緯としましては、当該地裏の宅地の建て替えを行うため調査していたところ、畑であることが発覚しました。平成4年ごろ宅地の建物が建築され、以降当該地は貸駐車場の一部として使用されていました。その後、〇〇〇〇氏が母から相続で譲り受ける運びとなったそうです。現在も貸駐車場として利用しており、是正を行うと砂や砂利等が流れ出てしまうなど、駐車場として利用に支障が出てしまうため、追認という形で申請に至ったとのこと。

詳しい土地利用計画図につきましては、26ページをご覧ください。

続きまして、27ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準としては、2管2施設という基準があり、これを満たすため、第3種農地と判断しております。

「2管2施設」の「2管」とは水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が入っていることを指しており、その2種類以上が埋設された道路の沿道の区域にあることが条件となります。また、「2施設」とは、教育施設や医療施設等の公共施設又は公益的施設が周囲500m以内に存在していることが条件となっております。

今回は水道管、下水道管の2管、そして北方向に〇〇〇〇、〇〇〇〇の2施設がございます。この基準を満たしているため第3種農地と判断しております。

つづいて、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや、申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

続きまして番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となっております。

所在につきましては、28ページから29ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目が畑、現況地目は公衆用道路となっております。

面積が2.95㎡、となっております。

申請人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

申請事由は進入路となります。

詳しい土地の選定理由ですが、経緯としましては、番号1と同様の経緯で発覚しました。当該地に関しては進入路として使用されており、こちらも相続で譲り受けたそうです。現状は〇〇〇〇氏が自宅への唯一の進入路として使用しており、是正を行うと段差が生じ、夜間等通行に支障が生じてしまうため、追認という形で申請に至ったとのこと。

詳しい土地利用計画図につきましては、30ページをご覧ください。

続きまして、31ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準、一般基準ともに、番号1と同様に判断しております。

なお、番号1及び番号2のどちらにつきましても理由書及び今後同じようなことをしない旨の文書を提出いただいております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 23日に現地を確認して参りました。畑に隣接しておらず、周囲にも畑がないことから問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

会長 議案第45号番号1について何か意見ございませんか。

1委員 原則として違反転用に関しては是正するものですが、いつ頃から宅地は転用が行われ、建築されたのでしょうか。

事務局 建物に関しては農振除外の手続と農地転用許可を得て平成4年ごろに建築されております。当該地に関しましては、農振除外の手続は行われておりますが、農地転用の申請を失念してしまっていたと思われま。

1委員 違反転用は是正することが原則ですが、追認許可は認められるのですか。

事務局 追認許可の場合でも、通常の農地転用と同じ審査行い、現状是正が難しく、県と協議の上、個別具体的に申請を勘案し、追認許可やむを得ずと判断して今回申請を受けております。

5委員 議案書等では追認許可ということが見受けられないが、通常の4条許可と追認による4条許可で申請に違いはあるのか。

事務局 基本的な要件等は通常と変わりません。議案書に関しては現況地目が畑ではないので、この点が議案書上で通常の4条許可と異なる点になります。また、申請に必要な添付書類に関しても、追認のケースの場合は不要となる書類があります。

会長 他に意見ございますか。

異議なしの声がありましたので、許可相当とします。

議案第45号番号2について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、許可相当とします。

議案第46号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局

32ページをご覧ください。

議案第46号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。

番号1につきましては、

権利が賃借権の設定となっております。

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の1筆となっております。

所在につきましては、33ページから34ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域外となっております。

面積は170㎡となっております。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由が、駐車場となっております。

詳しい土地の選定理由ですが、申請者は観光旅行業務を主たる業務として行っており、近年コロナ渦前の業績に戻りつつあるため、従業員を増員したこと。また、事務所前が都市計画道路として拡張されることが起因し、従業員用の駐車場が不足したそうです。現状は敷地内に無理やり駐車しており、入出庫の際の利便性や安全性の向上を従業員から求められました。しかし、周囲の貸駐車場は空きがなく、やむを得ず事務所裏の農地の所有者に交渉したところ同意を得られたため、申請に至ったとのことです。

詳しい土地利用計画図につきましては、35ページをご覧ください。

続きまして、36ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準としては、10ヘクタール以上の集団農地となっておりますので、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)、という規定がございますので、本件はこれに該当するため許可見込みがあると考えております。

続いて、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員

先日、10委員共に現地を確認し、借人の〇〇〇〇さんへは電話で聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんは〇〇に多大な貢献をされており、信用という面では問題

ないと思います。事業計画理由の妥当性に関しても、事務所前面の道路に関しても拡張工事が始まるということで、建築会社による一時転用が行われるなど、工事の確実性はあるといえます。また、観光旅行業界はコロナ渦の時期から業績が回復しており、業務の増加に伴って従業員を増員することによる駐車場の不足は事業計画理由としても妥当であると考えられます。ご審議の程よろしく願いいたします。

会長 議案第46号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、許可相当とします。

これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局

37ページをご覧ください。

報告第38号は、農地法第4条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。

番号1、番号2につきまして届出人が同一のため一括でご説明いたします。

番号1及び番号2のどちらも、当該地は市街化区域であり、農地転用の届出につきましては原則転用する前に届出を出すことになっておりますが、本案件につきましては、事前に届出をすることなく転用行為に着手しておりました。今後このようなことがないように気を付ける旨の理由書が地権者より提出されているところでございます。

今回は理由書の提出をしてもらうことにより、事後の提出を認めたものであります。内容に戻ります。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の2筆となっております。

所在につきましては、38ページから40ページまでの案内図、公図の写し、土地利用計画図をご覧ください。

登記簿地目は畑で、現況地目は雑種地となっております。

面積は上から49㎡、3.61㎡の52.61㎡となっております。

申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、駐車場用地として受理済み。

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となっております。

所在につきましては、41ページから44ページまでの案内図、公図の写し、配置図、立面図をご覧ください。

登記簿地目は畑で、現況地目は宅地となっております。

面積は、487㎡となっております。

申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農業用の資機材置場として受理済み。

続きまして45ページをご覧ください。

報告第39号は、農地法第5条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。

番号1につきましては、権利は、賃借権の設定で、所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。

所在につきましては、46ページから48ページまでの案内図、公図の写し、土地利用計画図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。

面積は上から753㎡、983㎡の計1,736㎡となっております。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、店舗敷地として受理済みです。

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 6 年 9 月 25 日

議長 長谷川 清行

署名委員 清水 高広

署名委員 塩野 智恵